



障がい学生支援室案内

Office for Students with Disabilities



明治大学では、
「**障害**」の文字表記を「**障がい**」として統一しています。

01



障がい学生支援室



明治大学では、建学の精神に基づき、教職員及び学生が協力し、障がいのある学生の修学支援を推進しています。

障がい学生支援室では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、平等に教育研究活動の機会が得られ、個々の能力を活かすことのできるよう、学部・大学院・専門職大学院や学内関係部署と連携して支援を実施しています。



02



明治大学障がい学生支援基本方針

● 基本理念

2016年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とし、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を明示しています。

明治大学（大学院及び専門職大学院を含む。以下これらを「本大学」という。）は、教育研究機関の社会的使命として、当該法律、関係法令等を遵守するとともに、本大学の建学の精神（「権利自由・独立自治」）に基づき、明治大学障がい学生支援基本方針（以下「本方針」という。）を策定します。

本大学は、本方針に基づき、教職員及び学生が同心協力し、障がいのある学生の修学支援を推進することにより、すべての学生が、障がいの有無によって分け隔て



られることなく、キャンパスのあらゆる場において平等に教育研究その他の活動(以下「教育研究活動」という。)の機会が得られ、尊重され、個々の能力を活かすことのできる「ダイバーシティ・フレンドリーキャンパス」の実現を目指します。

●基本方針

(1) 機会の確保

障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に教育研究活動に参加できるよう機会の確保に努めます。

(2) 情報公開

障がいのある学生の受入姿勢・方針、学内のバリアフリー状況等について、積極的な情報公開に努めます。

(3) 決定過程

障がいのある学生の修学支援の決定に当たっては、当該学生の要望に基づいて調整に努めます。

(4) 教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験・成績評価等における配慮に努めます。

(5) 支援体制

本大学のすべての関係部署・機関が連携して、障がいのある学生の修学支援の推進に努めます。

(6) 環境整備

障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮し、障がいのある学生と障がいのない学生が相互に学び合えるキャンパス環境・学習環境の整備に努めます。

(7) 理解促進・意識啓発

教職員及び学生の障がいに対する理解を深めるとともに、障がい者支援に関する意識向上を図ることにより、障がいのある学生に対して開かれた大学を目指します。

2018年11月29日
明 治 大 学
学長 土屋 恵一郎



03



支援の流れ

STEP1



▶ 問い合わせ・相談

支援を希望する学生は，所属する学部・大学院・専門職大学院の事務室，障がい学生支援室または学生相談室にお問い合わせください。

STEP2



▶ 支援申請

支援を希望し，申請する学生は支援申請書を作成し，所属する学部・大学院・専門職大学院の事務室へ提出します。

STEP3



▶ 初回面談の実施

学生本人，所属する学部・大学院・専門職大学院の教職員等で面談を行い，必要な支援について確認・検討を行います。

STEP4



▶ 支援内容の決定・支援実施

支援内容が決まったら，所属する学部・大学院・専門職大学院の事務室から，学生本人，科目担当教員及び関係部署へ周知します（配慮依頼文書の発行）。支援を開始します。

STEP5



▶ フィードバック

支援開始後も必要に応じて，支援状況の確認や見直しを行い，支援内容を調整します。支援を利用する学生とサポート学生が意見を交換し合うミーティングも開催します。



04 | 相談・申請方法

◎支援に関する相談を希望する学生へ

相談窓口（所属する学部・大学院・専門職大学院の事務室，障がい学生支援室，学生相談室）にて，相談してください。

◎支援申請を希望する学生へ

支援申請書を記入し，合わせて関係書類を揃えて，所属する学部・大学院・専門職大学院の事務室へ提出してください。

その後，面談を設定します。

提出する関係書類	
根拠資料	①医師の診断書（原本） ②障がい者手帳（コピー） ※いずれか 1 通
添付資料	①入学前の支援状況に関する資料 ※作成できる場合 ②個人別時間割表 ③成績通知表 等

※支援内容によっては，申請から支援開始までに時間を多く要することがあります。

◎入学試験での配慮を希望する方へ

入学試験時における配慮については，入学センター事務室，大学院・専門職大学院へお問い合わせください。

◎支援に関する相談を希望する教職員へ

教職員からの支援方法等に関する相談も受け付けます。

障がい学生支援室へお問い合わせください。



05 | 視覚障がい

視覚障がいとは、視覚による情報をほとんど得ることができない「盲」と、保有する視力を活用することが可能な「弱視（ロービジョン）」に分けられます。また色の区別が難しい色覚障がい，視野が狭くなる視野狭窄や視野欠損，暗い場所では見えにくい，明るいとまぶしくて見えないなど，見え方には個人差があります。



支援例

視覚障がいのある学生の支援は、文字情報の保障と環境整備に関することです。

教科書、レジュメ等の授業資料を読むことが難しい

- ☑ 授業資料を可能な限り電子データで提供し，音声読み上げソフトを通して，音声に変換する。筆跡が凸状となる表面作図器で文字や図形を確認する。

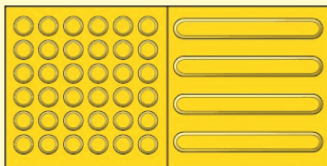
板書、出席表への記入等，授業時の困りごと

- ☑ 板書・図表など文字情報をできる限り読み上げする等，音声による確認を行う。出席や書面での確認を，できる限り音声による確認へと替える。

移動に時間がかかる，教室がわかりづらい

- ☑ 教室間の移動が少なくて済むような配慮を行う。使用教室に点字表示をつける。

点字ブロック



警告ブロック(左)
誘導ブロック(右)



06 | 聴覚障がい

聴覚障がいとは、聴覚による情報を得られない「聾」と、補聴器や人工内耳によってある程度聴覚による情報を利用できる「難聴」に分けられます。さらに音が小さく聞こえる**伝音性難聴**、音がゆがんで聞こえる**感音性難聴**、両方の特性を持つ**混合性難聴**など、聴力だけではなく難聴の種類によって聞こえ方や聞こえの程度には大きな個人差があります。視覚情報（話者の口の動き・文字など）を活用し話の内容を理解することが多いです。



支援例

聴覚障がいのある学生の支援は、音情報へのアクセスやコミュニケーションに関することです。

講義内容をきき取ることが難しい

- 文字通訳(ノートテイク・音声認識システム)等による情報保障を行う。補聴援助システム(FM補聴システム・デジタル補聴システム等)を用いる。

ゼミやグループ討議に参加しにくい

- 一度に複数の人が話さない・発言の前に名前を言う等ルールを作る。文字通訳(ノートテイク・音声認識システム)等による情報保障をつける。

レポート課題・試験日程をきき漏らす

- 座席を前列に指定する。教員に理解を求める配慮依頼文書を配付する。



感音性難聴



《聞こえ方の例》



伝音性難聴



07 | 肢体不自由



肢体不自由とは、病気やけがなどにより、脳・脊髄・

抹消神経・筋・骨に損傷があり、上肢・下肢・体幹の機能の一部または全部の障がいにより、立つ・座る・歩く・食事・着替え・物の持ち運び・字を書くなどの日常生活動作が困難な状態です。



支援例

肢体に不自由のある学生の支援は、個々の困難に沿った環境整備を行うことです。


教室がバリアフリー対応されておらず、車いすでは入れない

 **アクセスしやすい教室に教室変更をする、動線の確認をする。**

車いすで授業を受けたいが、机の高さや幅が既存の机では合わない

 **車いす利用に適した机の配置や、車いすのスペースを確保する。**

自分でノートを取ることや資料受取りが難しい

 **代筆や資料の受取りをお願いする必要がある場合は、サポート学生を配置する。**



和泉キャンパスの正門前にある
歩道橋の専用エレベーター



車いす用机

車いすの高さに合わせて、
机の高さを調節できます。



精神障がい

主な精神障がいは次のとおりです。

統合失調症 ▶ 思考の障がいや情動面の不安定さを伴って幻覚や妄想などが生じる陽性症状と活動性が低下したり感情の表出が乏しくなる陰性症状がある

気分障がい ▶ 眠れない、食欲がない、一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめないなどの症状が持続する**内因性うつ病**や**うつ状態**、うつ状態に加えて躁状態を伴う**双極性感情障がい**を含めたもの

高次脳機能障がい ▶ 事故により頭部外傷を受傷したり、脳血管障がいを発症した場合に、脳の損傷の後遺症として、記憶・注意・遂行機能・社会的行動など困難が生じる

発達障がい

中枢神経系の障がいのため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りや問題を生じ、対人関係や学業、日常生活や社会生活上の様々な場面で困難をきたす障がいです。主な発達障がいは次のとおりです。

自閉スペクトラム症 (ASD) ▶ コミュニケーションと相互交流の困難や興味・関心活動の限定と感覚への特異な反応をする

注意欠如多動症 (ADHD) ▶ 「不注意」「多動性」「衝動性」が見られる

限局性学習症 (SLD) ▶ 知能や視力に問題がないのに「聞く」「読む」「書く」「計算する又は推論する」に困難がある



支援例

一人ひとり症状や状態に違いがあります。その人ごとの固有の経過や症状を理解した上で、個別的な対応を考えていきます。

話を聞きながらノートを取ることが難しい



講義の録音許可をもらう、音声認識ソフトを利用する。

ゼミで他の学生の意見を聞くことが難しく、自分の意見は制限時間を超えても気にせず発言を続けてしまう



発表や討論のやり方のルールを決める。



09 | 内部障がい



内部障がいとは、身体障害者福祉法で定める障がいのうち、心臓機能障がい、腎機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（HIV感染症）、肝臓機能障がいの7つを指しています。学校教育法では、「病弱（身体虚弱を含む。）」の категорияで扱われる場合があります。上記の疾患以外にも内蔵の疾患による機能障がいで、日常生活に制限を受けている人もいます。また、外見からは援助や配慮が必要と分かりにくいいため、誤解を受けたり、必要な支援を受けにくいこともあります。



支援例

体の内部に障がいのある学生の支援は、個々の困難に沿った支援を検討します。

1日の中で数回の注射を打たないといけない、血糖コントロールが難しい



授業中に注射を打つことや補助薬の服用のために退室することを認める、体調急変時に必要な対応を教職員へ周知する。

定期的な透析が必要で講義に出られない日がある



履修登録時に相談・アドバイスを受ける、通院等の欠席の取扱いについて相談する。



サポート学生を

随時募集しています！

明治大学では、ノートテイク、パソコンテイクを中心に障がいのある学生への支援を行っています。

障がいのある学生への支援に関心のある学生はぜひ、サポート学生（有償ボランティア）として登録してみませんか。詳しくは障がい学生支援室までお問い合わせください。



ノート テイクの様子

中央：情報保障を受ける学生

左右：ノートテイク

（音情報を手書き・パソコンにて、文字にして伝える人）



明治大学 障がい学生支援室

(駿河台キャンパス リバティタワー 5階・教務事務室内)

☎ Tel : 03-3296-4131 📠 Fax : 03-3296-4341

✉ Mail : sgg_sien@meiji.ac.jp

🌐 URL : <https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/index.html>

🕒 開室時間 月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:00

